

別紙 2

契約年月日 平成 年 月 日
販売番号
買受人

造材事業成績採点の審査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目に1を入れる。

NO. 1

審査項目	細別	評価対象項目	【事例】 具体的な事業事例	
3 事業特性	該当	I 造材の特殊性への対応 <input type="checkbox"/> 1. 造材の特殊性	風倒木被害地の造材	
	0	<input type="checkbox"/> 2. その他（理由： ）		
	0			
	0			
	該当	II 厳しい自然・地盤条件への対応 <input type="checkbox"/> 3. 軟弱地盤での事業。		【事例：自然及び地盤条件への対応事業等】 ・泥炭地など軟弱地盤のため、造材が困難なもの
	0	<input type="checkbox"/> 4. 急峻な地形条件下等及び事業用道路の制約のある事業。		・25°以上の急峻な地形のため、作業が制限されるもの
	0	<input type="checkbox"/> 5. 動植物等に対する配慮が必要な事業。		・国立公園内での造材。またはオジロワシ等の貴重種の保護のため、造材時期が限定されたり、造材方法等が制限されたもの
	0	<input type="checkbox"/> 6. 造材にあたって障害物が多い事業。		・クマイザサ密生地、チシマザサ・クマイザサ地及び伐区内に作業の支障となる石礫・埋木・残根等の障害物がある地帯。
	0	<input type="checkbox"/> 7. その他（理由： ）		
	0			
記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	評点	0.0点		
		・事業特性は、加点評価とする。 ・加点は+2点～0点の範囲とする。（1項目1点）		

※ 事業特性とは、事業全体を通して他の販売物件に比べて、特異な条件における等における造材の技術を評価するものである。なお、評価は「4. 創意工夫」との二重評価はしない。

別紙2

契約年月日 平成 年 月 日
 販売番号
 買受人

造材事業成績採点の審査項目別運用表

【記入方法】 該当する項目に1を入れる。

NO. 2

審査項目	細別	評価対象項目
4. 創意工夫 【軽微なもの】	該当	■造材関係
	0	<input type="checkbox"/> 1. 造材に伴う器具・工具・装置類の工夫
	0	<input type="checkbox"/> 2. 伐採方法等の工夫（「かかり木」を発生させない等）
	0	<input type="checkbox"/> 3. 作業機器等の持ち運びの工夫
	0	<input type="checkbox"/> 4. 集材路作設の工夫
	0	<input type="checkbox"/> 5. 運搬車両・造材機械等の工夫
	0	<input type="checkbox"/> 6. その他（理由： _____）
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
	0	
該当	■安全衛生関係	
0	<input type="checkbox"/> 7. 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵等）	
0	<input type="checkbox"/> 8. 安全教育、技術向上講習会等、教育・ミーティング、安全パトロール等に関する工夫	
0	<input type="checkbox"/> 9. 現場事務所、労務者宿舎等の住居空間及び設備等の工夫	
0	<input type="checkbox"/> 10. 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫	
0	<input type="checkbox"/> 11. 作業環境が厳しい現場での作業環境低減等の工夫	
0	<input type="checkbox"/> 12. その他（理由： _____）	
0		
0		
評点		0.0点
		・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は+2点～0点の範囲とする。（1項目1点）

※1. 創意工夫は「現場に適用した本当に些細な工夫ではあるが非常に役立つ軽微な工夫」など、本項目では軽微なものを評価する。

※2. 評価は「3. 事業特性」、「5. 地域性」との二重評価はしない。

※3. 評定は受注者より報告、もしくは提案のあったものを検討する。

造材事業成績採点の審査項目別運用表

[記入方法] 該当する項目に1を入れる。

審査項目		法令遵守等の該当項目一覧表			
該当	措置内容	点数	評価	<input type="checkbox"/> 項目該当なし	
0	<input type="checkbox"/> 1. 指名停止3ヶ月以上	-20点	1		
0	<input type="checkbox"/> 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点			
0	<input type="checkbox"/> 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点			
0	<input type="checkbox"/> 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	-10点			
0	<input type="checkbox"/> 5. 文書注意	-8点			
0	<input type="checkbox"/> 6. 口頭注意	-5点			
0	<input type="checkbox"/> 7. 事業関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合。(不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。)	-3点			
評点	0.0点				
<p>① 本評価項目(6.法令遵守等)で評価する事例は、「事業の実施にあたり、事業関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。 ② 「事業の実施にあたり」とは、売買契約書の記載内容(物件の所在、面積、種類及び数量等)を履行することに限定する。 ③ 「事業関係者」とは、②を履行する現場に従事する職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3. 宿舍環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5. 当該事業関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。 6. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 7. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 8. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 9. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 10. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 11. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 12. 安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた事業関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 13. その他 <p>理由:</p>					

造材事業成績採点の審査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目に1を入れる。

審査項目	その他		点数	評価
7. その他	該当	措置内容		
	0		-10点	1 <input type="checkbox"/> 項目該当なし
	0		-9点	
	0		-8点	
	0		-7点	
	0		-6点	
	0		-5点	
	0		-4点	
	0		-3点	
	0		-2点	
	0		-1点	
	評点	0.0点		
7. その他の評価は当該契約における減点の措置等に適用する。				